



医療費以外にかかるお金

病院に入院をした時や、診断書の依頼などをした時、健康保険が使えず、自費負担になる場合があります。



ここでは、診察や検査などの医療費以外にかかる費用について、ご説明致します。

《外来時など》医療費以外にかかる費用

名称	内容
選定療養費	医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度により、当院では、紹介状をお持ちでない患者さんにつきましては選定療養費として7,700円を負担して頂いております。
各文書料	傷病証明書や健康診断書、生命保険の請求に関わる診断書、特定疾病臨床調査個人票など、文書料がかかるものがあります。各文書料については⑬番「書類申請」窓口までお問い合わせください。

《入院時》医療費以外にかかる費用

名称	内容
差額ベッド代	入院し、有料個室を利用した場合、請求される病室の費用のことをいいます。健康保険は適用されないため自己負担になります。当院では、差額ベッド代を個室のタイプによって設定しております（4,400円、5,500円、7,700円、8,800円、11,000円/日）。
食事代	入院中1食あたり460円の食事代がかかります。1日3食で1,380円となり、入院日数に応じた自己負担になります。 ※ただし住民税非課税世帯の方や指定難病の患者の方は、上記の限りではありません。
アメニティー代	入院中に必要となる「病衣・タオル類・紙おむつ」のレンタル代のことをいいます。内容は、基本セット（病衣/タオル）、紙おむつセットA・B、緊急入院セット（ボックスティッシュ/ストロー付きコップ/口腔ケア用品）を提供しております。業者との個人契約となります。
日用品代	その他、入院中の必要な日用品（下着類/タオル類/清潔用品/歯ブラシやひげそり/テレビカードなど）にかかる費用のことをいいます。左記については各自で準備するため、準備費用がかかります。詳しくは、総合案内②入退院窓口にお問い合わせ下さい。

豆知識 ～医療費控除について～



1年間（1月1日～12月31日の間）に、本人または本人と生計を共にする家族・親族の医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。
これを医療費控除といいます。

<医療費控除の計算式>

1年間の医療費支出 － 保険金等の収入 － 10万円＝“医療費控除額”
“医療費控除額” × 所得税率（※1）＝ **【還付金】**

この**【還付金】**が最終的に戻ってくる額になります。

（※1）所得税率は以下の通りになっております。（平成27年度以降）



課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円～330万円以下	10%
330万円～695万円以下	20%
695万円～900万円以下	23%
900万円～1,800万円以下	33%
1,800円～4,000万円以下	40%
4,000万円～	45%

注意1：これまで必要とされてきた「医療費の領収書」が提出不要になり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、保険者が発行する「医療費のお知らせ」などです）

注意2：常時おむつを使用し、**「おむつ使用証明書」のある方**は、医療費控除におむつ代も含めることができます。その場合、領収書が必要になります。



不明な点がある場合は
患者サポートセンターまで
お問い合わせください

記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター